

事業概要

事業のあらまし（令和3年度）

事業の実績報告（令和2年度）



令和3年9月

宮城県リハビリテーション支援センター

目 次

◆障害者更生相談所及び拓杏園の沿革

I 支援センターの概要

1	所在地	1
2	事業運営方針（基本理念）	1
3	沿革	1
4	設置年月日	2
5	組織	2
6	職員構成	2
7	施設配置図	3
8	支援センター案内図	4

II 事業のあらまし（令和3年度）

◆	事業運営方針（基本理念）	5
1	地域リハビリテーション推進強化事業	6
	(1) 地域リハビリテーション事業実務者会議	
	(2) リハビリテーション相談支援事業	
	(3) 障害児者支援機能強化事業	
	(4) 障害児者支援人材育成事業	
	(5) 障害児者支援普及啓発事業	
	(6) 調査・研究事業	
	(7) 地域リハビリテーション事業担当職員研修	
2	身体障害者更生相談事業	8
	(1) 身体障害者手帳の交付等	
	(2) 補装具の処方及び適合判定	
	(3) 自立支援医療（更生医療）の要否判定及び医療機関の指定	
	(4) 地域リハビリテーション推進事業	
3	知的障害者更生相談事業	10
	(1) 療育手帳の交付等	
	(2) 相談判定	
	(3) 障害者支援施設利用者相談	
	(4) 知的障害者福祉担当職員研修会の開催	
	(5) 地域生活支援の推進のための事業の実施	
4	診療部門におけるリハビリテーション事業	12
	(1) 障害者医療相談事業（障害者クリニック）	
	(2) 外来利用者のリハビリテーション医療	
	(3) 障害者検診事業	
5	高次脳機能障害者支援事業	13
	(1) 高次脳機能障害相談事業	
	(2) 高次脳機能障害研修事業	
	(3) 高次脳機能障害支援担当職員養成事業	
	(4) 高次脳機能障害に関する支援体制の整備	

Ⅲ 事業の実績報告（令和2年度）

1	地域リハビリテーション推進強化事業	15
	(1) 推進体制整備事業	
	(2) 専門的・技術的支援事業	
	(3) 調査・研究事業	
2	身体障害者更生相談事業	21
	(1) 身体障害者手帳の交付等	
	(2) 補装具の処方及び適合判定	
	(3) 自立支援医療（更生医療）の要否判定及び医療機関の指定	
	(4) 地域リハビリテーション推進事業	
3	知的障害者更生相談事業	30
	(1) 療育手帳の交付事務処理状況	
	(2) 相談判定の実施状況	
	(3) 障害者支援施設利用者相談事業	
	(4) 知的障害者福祉担当職員研修会の開催	
	(5) 地域生活支援の推進に関する業務	
4	診療部門におけるリハビリテーション事業	36
	(1) 障害者医療相談事業（障害者クリニック）	
	(2) 外来利用者のリハビリテーション医療	
	(3) 障害者検診事業	
5	高次脳機能障害者支援事業	40
	(1) 相談事業	
	(2) 研修事業	
	(3) 高次脳機能障害支援担当職員養成事業	
	(4) 高次脳機能障害に関する支援体制の整備	
6	その他	42
	(1) 令和2年度学会発表・研修会講師等一覧	
	(2) 論文・原稿掲載等一覧	
	(3) リハビリテーション専門職養成施設校講義等	
	(4) 研究活動・その他	

Ⅳ 資料

- 資料1 身体障害者手帳所持件数調
- 資料2 療育手帳所持者数調
- 資料3 令和2年度宮城県リハビリテーション支援センター主催による研修会・会議等開催実績
- 資料4 令和3年度宮城県リハビリテーション支援センター主催による研修会・会議等開催予定
- 資料5 令和2年度宮城県リハビリテーション支援センター年間来所者数調

障害者更生相談所及び拓杏園の沿革

年月	障害者更生相談所	拓杏園
昭和27年10月	◆仙台市南小泉字南屋敷112番地の宮城県身体障害者公共職業補導所内に開設	
昭和29年 5月	◆仙台市原町館西二丁目37番地に移転し、宮城県身体障害者更生指導所と併設	
昭和35年11月	◆同敷地内に宮城県精神薄弱者更生相談所を併設	
昭和41年 4月		◆重度身体障害者更生援護施設（100床）として発足、創設3ヶ月後100床の内50床を整形外科単科病院とする。 ◆仙台市館西にあった更生指導所（30床）が敷地内に新築移転される。
昭和42年 5月	◆肢体不自由者更生施設「拓杏園」内に、身体障害者更生相談所、精神薄弱者更生相談所及び身体障害者更生指導所が移転	
昭和43年 6月	◆中央児童相談所、身体障害者更生相談所、精神薄弱者更生相談所、婦人相談所、精神衛生センター及び中央優性保護相談所が総合相談公所として新たに開設された「宮城県総合福祉センター」（仙台市茂市ヶ坂21-2、現在地）に移転統合され、身体障害者更生相談所及び精神薄弱者更生相談所は同センターの更生部心身障害者更生課として業務を開始	
昭和50年 3月	◆宮城県行政組織規則の改正により、総合福祉センター更生部心身障害者更生課を廃して身障更生課及び精薄更生課の2課を新設し、身体障害者更生相談所業務は身障更生課が、精神薄弱者更生相談所業務は精薄更生課がそれぞれ所掌	
昭和51年 4月		◆重度身体障害者更生援護施設（50床）を身体障害者療護施設に転換し、杏友園として福祉事業団へ経営委託する。 ◆同時に更生指導所を拓杏園に改める。病院の入院部門は休止とする。
昭和56年 4月		◆正式に病院を廃止し、診療所（通院）のみとし、診療科目を整形外科から理学診療科に改める。
平成 4年 4月	◆仙台市身体障害者更生相談所が開設され、仙台市所管内の業務を移管	
平成 5年 4月	◆仙台市精神薄弱者更生相談所（現仙台市発達相談支援センター）が開設され、仙台市所管内の業務を移管	
平成11年 4月	◆精神薄弱の用語の整理に関する関係法律の一部を改正する法律（平成10年 法律第110号）に基づき知的障害者更生相談所と改称、総合福祉センター更生部身体障害者更生班及び知的障害者更生班と改称	◆診療所の診療科目を理学診療科から、整形外科・リハビリテーション科に改める。
平成13年 4月	◆身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所とを統合し、障害者更生相談所に改組 ◆総合福祉センター更生部身体障害者更生班及び知的障害者更生班を更生部相談支援班及び判定指導班に改組	
平成13年 7月		◆拓杏園サービス向上委員会を園内に設置した。
平成13年12月		◆言語聴覚療法の施療について、厚生労働省に身体障害者更生施設に障害の異なる障害者の入所承認申請と宮城社会保険事務局長に特掲診療の施設基準に係る届出を行い、【言語聴覚療法（Ⅱ）】が認められた。
平成15年 4月	◆総合福祉センターの行政組織が廃止され、障害者更生相談所として同地に独立	◆支援費制度がスタートし、園の目指す方向を定めた基本理念を制定した。
平成18年 1月		◆施設の入所機能を廃止した。
平成18年4月	リハビリテーション支援センターは、障害者更生相談所（身体・知的）と拓杏園（身体障害者更生施設）を前身として、平成18年4月開設。障害者更生相談所機能、地域リハビリテーション支援機能、障害者専門クリニック機能、さらに高次脳機能障害者支援事業の拠点機関を担う。	